

平成31年4月25日（金）

平成31年第5回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成31年第5回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は17名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、9番：松岡日出雄委員、10番：砂川寛裕委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明
と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は5件でございます。
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から5番は、別紙参考資料1ページから5ページの調査書のとおり、
農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしており
ます。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國公民館から北側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。ブルトラ、軽トラ等を所有しています。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮原小学校から東側1kmに位置し、譲受人は畜産経営とサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、砂川小学校の西側に位置し、譲受人はサトウキビの春植え準備中であります。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良4区推進委員にお願いいたします。

官平推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、腰原のひばり保育所の十字路からマックスバリュウ向けに位置し、譲受人は野菜栽培農家です。

議 長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の裏側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、8番委員

川満委員：

受付番号4番について、譲渡人は55aの賃貸借ですが説明をお願いします。

砂川事務局：

事務局の手違いで、3条賃貸借申請後に申請させるため、今回は保留とします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番・2番・3番・5番について、原案のとおり決定してよろしいですか。受付番号4番は保留とします。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は5件でございます。受付番号6番から10番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号6番から10番は、別紙参考資料6ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員をお願いいたします。

野崎委員：

受付番号6番の説明をいたします。譲受人は、ハーベスター等を所有していて、機械等も所有し規模拡大でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、ソバル地区に位置し、譲受人はハーベスター所有でサトウキビ栽培農家で規模拡大です。

議 長：次に、受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を6番委員にお願いいたします。

国仲委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、下地グラウンドから北東に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号9番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、JA 上野給油所から南側に位置し、譲受人は畜産経営農家で採草地栽培です。

議 長：次に、受付番号10番の現地調査の結果ならびに補足説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、砂川地区土地改良区（宮古製糖工場の西側）に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号9番について、譲受人は49.9aの土地を借りていますが、この申請は出来ないのではないですか。

砂川事務局：

この件については、上地さんに確認してから申請させ、今回は保留とします。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号6番・7番・8番・10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。受付番号9番は保留とします。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は6件でございます。受付番号11番から16番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号11番から16番は別紙参考資料11ページから14ページの調査書のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしておりません。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号11番から16番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号農地法第3条の規定による許可後の取り消し申請についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可の取り消し申請は、3件でございます。受付番号1番から3番を説明いたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：

今回の3件の申請が同時に取り消しされている理由は何ですか。

砂川事務局：

今案件は2月の総会で許可された件であるが、譲渡人は基盤強化促進法での申請とのことであり、譲受人は農地法3条申請との食い違いであり、譲渡人の所得税に対する認識不足での取り消し申請理由となっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農地法第3条の規定による許可の取り消し申請についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、日程第4議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、川満集落の北側500㎡に位置し、使用されていないハウス等があり、譲受人は8年以上の農業経営で機械等も所有して、そのハウス等での野菜栽培農家です。

議 長：次に受付番号2番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号2番から4番の説明に関しては参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、10番委員

砂川委員：

受付番号1番についてですが10a当たりの賃借料が171千円の値段ですか。

砂川事務局：

この値段はハウス込みの値段で、面積分の賃借料は25万円となっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議長：次に、日程第5議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、新城集落入口に位置し、現在、葉たばこが植え付けられているが、収穫後にサトウキビ栽培とすることです。

議長：次に受付番号2番から4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号2番と3番の説明をいたします。譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。機械等も所有しています。

受付番号4番の説明をいたします。譲受人は畜産経営農家で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、比嘉公民館の北側に位置し、譲受人は機械等も所有していてサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、砂川中学校の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員にお願いいたします。

前里推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。来間団地の南側に位置し、譲受人は機械等も所有し、サトウキビ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：次に、日程第6議案第5号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
受付番号1番と2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番と2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

久保委員：

調査報告をいたします。平成31年4月10日に調査員として、5番：荷川取委員、芳山会長、事務局の川満次長、上原主任、下地さん、仲間さん7名で現地調査を行い、日程として、午前10時から午後3時30分まで現地調査、午後3時40分から午後4時まで事務局にて調整会議を行い、4条申請2件、5条申請20件、非農地申請1件、合計23件を調査した結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、砂川構造改善センター北側100mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、農振農用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、来間小学校運動場の西側100mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地・農業施設と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第7議案第6号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、20件でございます。
受付番号1番から20番の説明をいたします。
受付番号3番・8番・9番の申請の件は書類等不足のため、今回は保留とします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から20番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。受付番号3番・8番・9番は書類不足のため、今回は保留とします。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、下崎集落の南150㍍に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野・宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、南西楽園敷地内南100㍍に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、南西建設の北側70メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第3種農地、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、ビックワン宮古店の西側150メートルに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、宮古島社会福祉協議会の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、久松小学校の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号10番と11番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号10番と11番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校第2農場の南西200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、住宅等に囲まれた連たん農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番と11番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号12番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、宮古総合実業高校第2農場の南西200㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、住宅等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、佐良浜中学校の東側70㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・学校等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、下地庁舎の北側150㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、沖縄製糖工場の西側100mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、原野等に囲まれた横断困難な農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号16番から20番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号16番から20番の説明をいたします。場所は、伊良部島長山港の北側500mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、原野等に囲まれた横断困難な農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番から20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議長：次に、日程第8議案第7号農地転用事業計画変更承認申請書についてを議題としますが、対象となる申請は先ほど承認いただいた議案第6号の中から受付番号1番・14番・15番となります。先ほどの承認を以て農地転用事業計画変更を承認してよろしいでしょうか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたします。

議長：次に、日程第9議案第8号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の非農地証明願いは、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受け付け番号1番の現地調査結果ならびに説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。この土地については、上野地域パトロールで確認して、原野状態であることを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地線空港滑走路の南側に位置し、平良地区パトロールで確認し、耕作に適さなく原野であることを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号3番の説明をいたします。現場は、圃場整備等の残地で道路の路肩で作物栽培が出来ず農地として利用できない状態であります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松漁港の北側に位置し、平良地区パトロールで確認し、現在まで耕作されていないことを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を7番委員にお願いいたします。

長濱委員：

受付番号5番の説明をいたします。申請人が不在地主相談会で話し合っ、伊良部地区パトロールで確認し、当地は耕作しておらずに原野化していることを確認しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、共和産業鉱山の南側に位置し、岩盤等が出て、耕作出来ない状態であります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議なしとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第9議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成31年第5回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成31年4月25日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
9 番 委 員 松 岡 日出男
10 番 委 員 砂 川 寛 裕